

第102回 定時株主総会資料

当行の新株予約権等に関する事項 株主資本等変動計算書 個別注記表 連結株主資本等変動計算書 連結注記表

（ 2024年4月 1 日から
2025年3月31日まで ）

株式会社 武蔵野銀行

上記事項につきましては、法令及び当行定款第16条の規定に基づき、書面交付請求をいただいた株主さまに対して交付する書面には記載しておりません。
なお、本株主総会におきましては、書面交付請求の有無にかかわらず、株主の皆さまに電子提供措置事項から上記事項を除いたものを記載した書面を一律でお送りいたします。

当行の新株予約権等に関する事項

1. 事業年度の末日において当行の会社役員が有している当行の新株予約権等

	新株予約権等の内容の概要	新株予約権等を有する者の人数
取締役 (社外役員を除く)	① 名称 株式会社武蔵野銀行第4回新株予約権 ② 新株予約権の割当日 2014年7月30日 ③ 新株予約権の数 8個(新株予約権1個につき100株) ④ 目的となる株式の種類及び数 当行普通株式 800株 ⑤ 新株予約権の行使期間 2014年7月31日から2039年7月30日 ⑥ 権利行使価額 1株当たり1円 ⑦ 権利行使についての条件 (注)	1名
	① 名称 株式会社武蔵野銀行第5回新株予約権 ② 新株予約権の割当日 2015年7月29日 ③ 新株予約権の数 13個(新株予約権1個につき100株) ④ 目的となる株式の種類及び数 当行普通株式 1,300株 ⑤ 新株予約権の行使期間 2015年7月30日から2040年7月29日 ⑥ 権利行使価額 1株当たり1円 ⑦ 権利行使についての条件 (注)	2名
社外取締役	—	—
監査役	—	—

(注) 新株予約権者は、当行の取締役の地位を喪失した日の翌日から10日を経過する日までに限り一括して行使できるものとする。

2. 事業年度中に使用人等に交付した当行の新株予約権等

該当事項はありません。

第102期（ 2024年4月1日から
2025年3月31日まで ）株主資本等変動計算書

(単位：百万円)

	株主資本			
	資本金	資本剰余金		
		資本準備金	その他資本剰余金	資本剰余金合計
当期首残高	45,743	38,351	—	38,351
当期変動額				
剰余金の配当				
当期純利益				
不動産圧縮積立金の 取崩				
別途積立金の積立				
自己株式の取得				
自己株式の処分			0	0
株主資本以外の項目 の当期変動額（純額）				
当期変動額合計	—	—	0	0
当期末残高	45,743	38,351	0	38,351

(単位：百万円)

	株主資本						
	利益剰余金					自己株式	株主資本 合計
	利益準備金	その他利益剰余金			利益剰余金 合計		
		不動産圧縮 積立金	別途積立金	繰越利益 剰余金			
当期首残高	10,087	354	130,560	9,969	150,971	△793	234,273
当期変動額							
剰余金の配当				△3,811	△3,811		△3,811
当期純利益				12,769	12,769		12,769
不動産圧縮積立金の 取崩		△7		7	－		－
別途積立金の積立			6,000	△6,000	－		－
自己株式の取得						△4	△4
自己株式の処分						6	7
株主資本以外の項目 の当期変動額（純額）							
当期変動額合計	－	△7	6,000	2,965	8,957	2	8,959
当期末残高	10,087	346	136,560	12,935	159,929	△791	243,233

(単位：百万円)

	評価・換算差額等				新株予約権	純資産合計
	その他有価証券評価差額金	繰延ヘッジ損益	土地再評価差額金	評価・換算差額等合計		
当期首残高	13,020	1,765	8,286	23,072	8	257,354
当期変動額						
剰余金の配当						△3,811
当期純利益						12,769
不動産圧縮積立金の取崩						—
別途積立金の積立						—
自己株式の取得						△4
自己株式の処分						7
株主資本以外の項目の当期変動額（純額）	△18,702	4,541	△124	△14,285	—	△14,285
当期変動額合計	△18,702	4,541	△124	△14,285	—	△5,325
当期末残高	△5,681	6,307	8,161	8,787	8	252,029

第102期（2025年3月31日現在）個別注記表

記載金額は百万円未満を切り捨てて表示しております。

重要な会計方針

1. 商品有価証券の評価基準及び評価方法

商品有価証券の評価は、時価法（売却原価は移動平均法により算定）により行っております。

2. 有価証券の評価基準及び評価方法

- （1）有価証券の評価は、満期保有目的の債券については移動平均法による償却原価法（定額法）、子会社・子法人等株式及び関連法人等株式については移動平均法による原価法、その他有価証券については時価法（売却原価は移動平均法により算定）、ただし市場価格のない株式等については移動平均法による原価法により行っております。

なお、その他有価証券の評価差額については、全部純資産直入法により処理しております。

- （2）有価証券運用を主目的とする単独運用の金銭の信託において信託財産として運用されている有価証券の評価は、時価法により行っております。

3. デリバティブ取引の評価基準及び評価方法

デリバティブ取引の評価は、時価法により行っております。

4. 固定資産の減価償却の方法

- （1）有形固定資産（リース資産を除く）

有形固定資産は、定額法により償却しております。

また、主な耐用年数は次のとおりであります。

建 物	15年～50年
その他	4年～20年

- （2）無形固定資産

無形固定資産は、定額法により償却しております。なお、自社利用のソフトウェアについては、行内における利用可能期間（5年）に基づいて償却しております。

- （3）リース資産

所有権移転外ファイナンス・リース取引に係る「有形固定資産」中のリース資産は、リース期間を耐用年数とした定額法により償却しております。なお、残存価額については、リース契約上に残価保証の取決めがあるものは当該残価保証額とし、それ以外のものは零としております。

5. 外貨建の資産及び負債の本邦通貨への換算基準

外貨建資産・負債は、決算日の為替相場による円換算額を付しております。

6. 引当金の計上基準

- （1）貸倒引当金

貸倒引当金は、予め定めている償却・引当基準に則り、次のとおり計上しております。

破産、特別清算等法的に経営破綻の事実が発生している債務者（以下「破綻先」という。）に係る債権及びそれと同等の状況にある債務者（以下「実質破綻先」という。）に係る債権については、以下のなお書きに記載されている直接減額後の帳簿価額から、担保の処分可能見込額及び保証による回収可能見込額を控除し、その残額を計上しております。

また、現在は経営破綻の状況にないが、今後経営破綻に陥る可能性が大きいと認められる債務者（以下「破綻懸念先」という。）に係る債権については、債権額から、担保の処分可能見込額及び保証による回収可能見込額を控除し、その残額（以下「非保全額」という。）のうち、債務者の支払

能力を総合的に判断し必要と認める額を計上しております。破綻懸念先のうち非保全額が一定額以上の大口債務者に対する債権については、債務者の状況を総合的に判断してキャッシュ・フローによる回収可能額を見積もり、非保全額から当該キャッシュ・フローを控除した残額を貸倒引当金とする方法（キャッシュ・フロー控除法）により計上しております。

上記以外の債権については、主として今後1年間の予想損失額又は今後3年間の予想損失額を見込んで計上しており、予想損失額は、1年間又は3年間の貸倒実績を基礎とした貸倒実績率の過去の一定期間における平均値と景気循環を勘案した長期平均値を比較のうえ高い方の率に基づき損失率を求め、これに将来見込み等必要な修正を加えて算定しております。

すべての債権は、資産の自己査定基準に基づき、営業関連部署が資産査定を実施し、当該部署から独立した資産監査部署が査定結果を監査しております。

なお、破綻先及び実質破綻先に対する担保・保証付債権等については、債権額から担保の評価額及び保証による回収が可能と認められる額を控除した残額を取立不能見込額として債権額から直接減額しており、その金額は3,488百万円であります。

（2）賞与引当金

賞与引当金は、従業員への賞与の支払いに備えるため、従業員に対する賞与の支給見込額のうち、当事業年度に帰属する額を計上しております。

（3）役員賞与引当金

役員賞与引当金は、役員への賞与の支払いに備えるため、役員に対する賞与の支給見込額のうち、当事業年度に帰属する額を計上しております。

（4）退職給付引当金

退職給付引当金は、従業員の退職給付に備えるため、当事業年度末における退職給付債務及び年金資産の見込額に基づき、必要額を計上しております。また、退職給付債務の算定にあたり、退職給付見込額を当事業年度末までの期間に帰属させる方法については給付算定式基準によっております。

なお、過去勤務費用及び数理計算上の差異の損益処理方法は次のとおりであります。

過去勤務費用：その発生時の従業員の平均残存勤務期間内の一定の年数（10年）による定額法により損益処理

数理計算上の差異：各事業年度の発生時の従業員の平均残存勤務期間内の一定の年数（10年）による定率法により按分した額を、それぞれ発生の翌事業年度から損益処理

なお、退職給付引当金の当事業年度末残高には、執行役員分44百万円が含まれております。

（5）睡眠預金払戻損失引当金

睡眠預金払戻損失引当金は、負債計上を中止した預金について、預金者からの払戻請求に備えるため、将来の払戻請求に応じて発生する損失を見積り必要と認める額を計上しております。

（6）偶発損失引当金

偶発損失引当金は、信用保証協会等に対する責任共有制度負担金及び保証協会負担金等の支払いに備えるため、過去の実績に基づき、将来の支払見込額を計上しております。

（7）株式報酬引当金

株式報酬引当金は、役員に対する将来の当行株式の給付に備えるため、株式交付規程に基づき、役員に割り当てられたポイントに応じた株式の給付見込額を基礎として計上しております。

7. ヘッジ会計の方法

金利リスク・ヘッジ

金融資産・負債から生じる金利リスクに対するヘッジ会計の方法は、「銀行業における金融商品会計基準適用に関する会計上及び監査上の取扱い」（日本公認会計士協会業種別委員会実務指針第24号 2022年3月17日。以下「業種別委員会実務指針第24号」という。）に規定する繰延ヘッジによっております。ヘッジ有効性評価の方法については、相場変動を相殺するヘッジについて、ヘッジ対象となる預金・貸出金等とヘッジ手段である金利スワップ取引等を一定の（残存）期間毎にグルー

ピングのうえ特定し評価しております。

8. 消費税等の会計処理

消費税及び地方消費税（以下「消費税等」という。）の会計処理は、税抜方式によっております。ただし、有形固定資産に係る控除対象外消費税等は当事業年度の費用に計上しております。

9. 投資信託の解約に伴う損益

投資信託の解約に伴う損益については、個別銘柄毎に、投資信託解約益は「資金運用収益」の「有価証券利息配当金」として、投資信託解約損は「その他業務費用」の「国債等債券償還損」として計上しております。

会計方針の変更

（法人税、住民税及び事業税等に関する会計基準等の適用）

「法人税、住民税及び事業税等に関する会計基準」（企業会計基準第27号 2022年10月28日）等を当事業年度の期首から適用しております。これに伴う計算書類に与える影響はありません。

重要な会計上の見積り

（貸倒引当金）

1. 当事業年度の計算書類に計上した額

貸倒引当金 12,790百万円

2. 識別した項目に係る重要な会計上の見積りの内容に関する情報

（1）算出方法

貸倒引当金の算出方法は、「重要な会計方針」「6. 引当金の計上基準（1）貸倒引当金」に記載しております。

（2）主要な仮定

貸倒引当金の算出過程には、債務者の返済状況、財務内容、業績及びこれらの将来見通し等に基づき、債務者の返済能力を評価して決定される債務者区分の判定が含まれております。

債務者区分の判定においては、債務者の返済状況、財務内容及び業績に係る将来見通しを主要な仮定として設定しております。これらの将来見通しは、業種特性や地域特有の経済動向及びそれらを踏まえた個々の債務者における返済状況、財務内容及び業績等を評価して設定しており、特に返済状況、財務内容、又は業績が悪化している債務者については、経営改善計画等の合理性及び実現可能性を評価して設定しております。

（3）翌事業年度の計算書類に与える影響

債務者の実態を踏まえて貸倒引当金を計上しておりますが、経済環境の大幅な変化、予測不能な前提条件の変化等により見積りに用いた仮定が変化した場合には、翌事業年度の計算書類における貸倒引当金に重要な影響を与える可能性があります。

追加情報

(役員向け株式報酬制度)

当行は、当行取締役（社外取締役及び国内非居住者である者を除く。以下同じ。）を対象とした、役員報酬BIP信託を導入しております。

1. 取引の概要

役員報酬BIP信託は、中長期的な業績向上と企業価値増大への貢献意欲を一層高めることを目的とした役員インセンティブ・プランであり、役位や業績目標の達成度等に応じたポイントが当行の取締役に付与され、そのポイントに応じた当行株式及び当行株式の換価処分金相当額の金銭が取締役の退任時に交付及び給付される株式報酬型の役員報酬であります。

2. 信託を通じて自社の株式を交付する取引に関する会計処理

当該信託契約に係る会計処理については、「従業員等に信託を通じて自社の株式を交付する取引に関する実務上の取扱い」（実務対応報告第30号 2015年3月26日）に準じております。

3. 信託が所有する自社の株式に関する事項

信託が所有する当行株式は株主資本に自己株式として計上しております。信託における自己株式の帳簿価額、期末株式数及び期中平均株式数は以下のとおりであります。

(1) 信託における帳簿価額	119百万円
(2) 期末株式数	60,748株
(3) 期中平均株式数	61,650株

なお、期末株式数及び期中平均株式数は1株当たり情報の算定上、控除する自己株式に含めております。

注記事項

(貸借対照表関係)

1. 関係会社の株式及び出資金総額 6,984百万円

2. 無担保の消費貸借契約（債券貸借取引）により貸し付けている有価証券が、「有価証券」中の国債に34,201百万円含まれております。

3. 銀行法及び金融機能の再生のための緊急措置に関する法律に基づく債権は次のとおりであります。

なお、債権は、貸借対照表の「有価証券」中の社債（その元本の償還及び利息の支払の全部又は一部について保証しているものであって、当該社債の発行が有価証券の私募（金融商品取引法第2条第3項）によるものに限る。）、貸出金、外国為替、「その他資産」中の未収利息及び仮払金並びに支払承諾見返の各勘定に計上されるもの並びに注記されている有価証券の貸付けを行っている場合のその有価証券（使用貸借又は賃貸借契約によるものに限る。）であります。

破産更生債権及びこれらに準ずる債権額	12,569百万円
危険債権額	29,394百万円
三月以上延滞債権額	一百万円
貸出条件緩和債権額	24,386百万円
合計額	66,349百万円

破産更生債権及びこれらに準ずる債権とは、破産手続開始、更生手続開始、再生手続開始の申立て等の事由により経営破綻に陥っている債務者に対する債権及びこれらに準ずる債権であります。

危険債権とは、債務者が経営破綻の状態には至っていないが、財政状態及び経営成績が悪化し、契約に従った債権の元本の回収及び利息の受取りができない可能性の高い債権で破産更生債権及びこれらに準ずる債権に該当しないものであります。

三月以上延滞債権とは、元本又は利息の支払が約定支払日の翌日から三月以上遅延している貸出金で破産更生債権及びこれらに準ずる債権並びに危険債権に該当しないものであります。

貸出条件緩和債権とは、債務者の経営再建又は支援を図ることを目的として、金利の減免、利息の

支払猶予、元本の返済猶予、債権放棄その他の債務者に有利となる取決めを行った貸出金で破産更生債権及びこれらに準ずる債権、危険債権並びに三月以上延滞債権に該当しないものであります。

なお、上記債権額は、貸倒引当金控除前の金額であります。

4. 手形割引は、業種別委員会実務指針第24号に基づき金融取引として処理しております。これにより受け入れた銀行引受手形、商業手形、荷付為替手形及び買入外国為替等は、売却又は（再）担保という方法で自由に処分できる権利を有しておりますが、その額面金額は、4,700百万円であります。

5. ローン・パーティシペーションで、「ローン・パーティシペーションの会計処理及び表示」（移管指針第1号 2024年7月1日）に基づいて、原債務者に対する貸出金として会計処理した参加元本金額のうち、貸借対照表計上額は、1,196百万円であります。

6. 担保に供している資産は次のとおりであります。

担保に供している資産

有価証券 82,931百万円

貸出金 14,895百万円

担保資産に対応する債務

預金 3,325百万円

債券貸借取引受入担保金 13,013百万円

上記のほか、為替決済、公金事務取扱等の取引の担保あるいは先物取引証拠金等の代用として、預け金7百万円、有価証券2,037百万円及びその他の資産148百万円を差し入れております。

また、その他の資産には、保証金1,947百万円及び為替決済の取引の担保として中央清算機関差入証拠金10,000百万円が含まれております。

7. 当座貸越契約及び貸付金に係るコミットメントライン契約は、顧客からの融資実行の申し出を受けた場合に、契約上規定された条件について違反がない限り、一定の限度額まで資金を貸付けることを約する契約であります。これらの契約に係る融資未実行残高は、421,733百万円であります。このうち契約残存期間が1年以内のものが399,537百万円あります。なお、このほかに総合口座の当座貸越契約に係る融資未実行残高が214,197百万円あります。

なお、これらの契約の多くは、融資実行されずに終了するものであるため、融資未実行残高そのものが必ずしも当行の将来のキャッシュ・フローに影響を与えるものではありません。これらの契約の多くには、金融情勢の変化、債権の保全及びその他相当の事由があるときは、当行が実行申し込みを受けた融資の拒絶又は契約極度額の減額をすることができる旨の条項が付けられております。また、契約時において必要に応じて不動産・有価証券等の担保を徴求するほか、契約後も定期的に予め定めている行内手続に基づき顧客の業況等を把握し、必要に応じて契約の見直し、与信保全上の措置等を講じております。

8. 土地の再評価に関する法律（1998年3月31日公布法律第34号）に基づき、事業用の土地の再評価を行い、評価差額については、当該評価差額に係る税金相当額を「再評価に係る繰延税金負債」として負債の部に計上し、これを控除した金額を「土地再評価差額金」として純資産の部に計上しております。

再評価を行った年月日

1998年3月31日

同法律第3条第3項に定める再評価の方法

土地の再評価に関する法律施行令（1998年3月31日公布政令第119号）第2条第4号に定める地価税法に基づいて、（奥行価格補正、側方路線影響加算、不整形地補正による補正等）合理的な調整を行って算出。

同法律第10条に定める再評価を行った事業用の土地の当事業年度末における時価の合計額が当該事業用の土地の再評価後の帳簿価額の合計額を下回る金額は5,922百万円であります。

9. 有形固定資産の減価償却累計額 32,254百万円
10. 有形固定資産の圧縮記帳額 1,469百万円
11. 「有価証券」中の社債のうち、有価証券の私募（金融商品取引法第2条第3項）による社債に対する保証債務の額は29,397百万円であります。
12. 関係会社に対する金銭債権総額 13,370百万円
13. 関係会社に対する金銭債務総額 14,262百万円
14. 元本補填契約のある信託の元本金額は、金銭信託7,893百万円であります。

(損益計算書関係)

1. 関係会社との取引による収益

資金運用取引に係る収益総額	968百万円
役務取引等に係る収益総額	51百万円
その他業務・その他経常取引に係る収益総額	214百万円

関係会社との取引による費用

資金調達取引に係る費用総額	6百万円
役務取引等に係る費用総額	408百万円
その他業務・その他経常取引に係る費用総額	一百万円
営業経費	484百万円

2. 関連当事者との取引については、以下のとおりであります。

子会社及び関連会社等

(単位：百万円)

種類	会社等の 名称	議決権等の所有 (被所有) 割合	関連当事者 との関係	取引の内容	取引金額	科目	期末残高
子会社	ぶぎん保証 株式会社	所有 直接99.36%	当行ローン の保証	期末被保証債権	759,782	—	—
				保証料の支払額	331	—	—
				代位弁済の受取額	554	—	—

(注) 保証料については、一般的な市場実勢等を勘案し決定しております。

(株主資本等変動計算書関係)

自己株式の種類及び株式数に関する事項

(単位：千株)

	当 事 業 年 度 期 首 株 式 数	当 事 業 年 度 増 加 株 式 数	当 事 業 年 度 減 少 株 式 数	当 事 業 年 度 末 株 式 数	摘要
自己株式	326	1	3	324	
普通株式	326	1	3	324	(注) 1、2、3

(注) 1 当事業年度末の自己株式には、役員報酬BIP信託に係る信託口が保有する当行株式60千株が含まれております。

2 自己株式の株式数の増加は、単元未満株式の買取りによる増加であります。

3 自己株式の株式数の減少は、単元未満株式の買増請求による減少0千株及び役員報酬BIP信託に係る信託口から対象者への給付による減少3千株であります。

(有価証券関係)

貸借対照表の「国債」「地方債」「社債」「株式」「その他の証券」のほか、「商品有価証券」及び「買入金銭債権」中の信託受益権が含まれております。

1. 売買目的有価証券 (2025年3月31日現在)

	当事業年度の損益に 含まれた評価差額 (百万円)
売買目的有価証券	—

2. 満期保有目的の債券 (2025年3月31日現在)

	種類	貸借対照表 計上額 (百万円)	時価 (百万円)	差額 (百万円)
時価が貸借対照表 計上額を超えるもの	社債	3,858	3,870	12
	小計	3,858	3,870	12
時価が貸借対照表 計上額を超えないもの	社債	25,539	25,373	△166
	小計	25,539	25,373	△166
合計		29,397	29,244	△153

3. 子会社・子法人等株式及び関連法人等株式 (2025年3月31日現在)

	貸借対照表計上額 (百万円)
子会社・子法人等株式	6,039
関連法人等株式	41
組合出資金	903
合計	6,984

4. その他有価証券（2025年3月31日現在）

	種類	貸借対照表 計上額（百万円）	取得原価 （百万円）	差額 （百万円）
貸借対照表計上額が 取得原価を超える もの	株式	57,267	15,937	41,329
	債券	14,524	14,412	112
	国債	9,252	9,175	77
	地方債	1,847	1,833	14
	社債	3,425	3,403	21
	その他	77,119	76,437	682
	小計	148,911	106,787	42,124
貸借対照表計上額が 取得原価を超えない もの	株式	1,872	2,097	△224
	債券	701,001	740,046	△39,045
	国債	312,063	330,700	△18,636
	地方債	231,626	242,939	△11,313
	社債	157,310	166,405	△9,095
	その他	162,428	174,093	△11,664
	小計	865,302	916,237	△50,934
合計		1,014,214	1,023,024	△8,810

（注）上表に含まれない市場価格のない株式等及び組合出資金の貸借対照表計上額

	貸借対照表計上額（百万円）
非上場株式	1,647
組合出資金	1,695
合計	3,343

組合出資金については、「時価の算定に関する会計基準の適用指針」（企業会計基準適用指針第31号 2021年6月17日）第24-16項に基づき、時価開示の対象とはしておりません。

5. 当事業年度中に売却した満期保有目的の債券（自 2024年4月1日 至 2025年3月31日）

	売却原価 （百万円）	売却額 （百万円）	売却損益 （百万円）
社債	615	615	0

（売却の理由）私募債の買入消却であります。

6. 当事業年度中に売却したその他有価証券（自 2024年4月1日 至 2025年3月31日）

	売却額 (百万円)	売却益の合計額 (百万円)	売却損の合計額 (百万円)
株式	2,831	839	158
債券	90,429	104	285
国債	90,429	104	285
地方債	—	—	—
社債	—	—	—
その他	28,981	1,110	870
合計	122,242	2,054	1,314

7. 保有目的を変更した有価証券
該当事項はありません。

8. 減損処理を行った有価証券

売買目的有価証券以外の有価証券（市場価格のない株式等及び組合出資金を除く）のうち、当該有価証券の時価が取得原価に比べて著しく下落しており、時価が取得原価まで回復する見込みがあると認められないものについては、当該時価をもって貸借対照表計上額とするとともに、評価差額を当事業年度の損失として処理（以下「減損処理」という。）しております。

当事業年度における減損処理額はありません。

また、時価が「著しく下落した」と判断するための基準は、次のとおりであります。

ア 期末時価が帳簿価額の50%以上下落した場合

イ 期末時価が帳簿価額の30%以上50%未満下落し、かつ次のいずれかに該当する場合

- ① 時価が過去1年間にわたり帳簿価額の30%以上下落、又は格付の著しい低下
- ② 発行会社が債務超過
- ③ 発行会社が2期連続の赤字決算

（金銭の信託関係）

1. 運用目的の金銭の信託（2025年3月31日現在）

	貸借対照表計上額 (百万円)	当事業年度の損益に 含まれた評価差額（百万円）
運用目的の金銭の信託	1,495	△4

2. 満期保有目的の金銭の信託（2025年3月31日現在）
該当事項はありません。

3. その他の金銭の信託（運用目的及び満期保有目的以外）（2025年3月31日現在）
該当事項はありません。

(税効果会計関係)

1. 繰延税金資産及び繰延税金負債の発生の主な原因別の内訳は、それぞれ次のとおりであります。

繰延税金資産

貸倒引当金等	4,802百万円
有価証券関連	690百万円
ソフトウェア関連支出等	454百万円
退職給付引当金	755百万円
賞与引当金	365百万円
減価償却費	300百万円
その他有価証券評価差額金	3,128百万円
その他	1,124百万円
繰延税金資産小計	11,622百万円
評価性引当額	△2,404百万円
繰延税金資産合計	9,218百万円
繰延税金負債	
不動産圧縮積立金	△156百万円
資産除去債務	△85百万円
前払年金費用	△3,498百万円
繰延ヘッジ損益	△2,881百万円
繰延税金負債合計	△6,622百万円
繰延税金資産の純額	2,596百万円

2. 法人税等の税率の変更による繰延税金資産及び繰延税金負債の金額の修正

「所得税法等の一部を改正する法律(2025年法律第13号)」が2025年3月31日に成立したことに伴い、2026年4月1日以後に開始する事業年度から「防衛特別法人税」の課税が行われることとなりました。これに伴い、繰延税金資産及び繰延税金負債の計算に使用する法定実効税率は従来の30.46%から、2026年4月1日以後開始する事業年度以降に解消が見込まれる一時差異については31.36%となります。この税率変更により、当事業年度の繰延税金資産は22百万円減少(純額)し、その他有価証券評価差額金は89百万円増加し、繰延ヘッジ損益は82百万円減少し、法人税等調整額は29百万円増加しております。再評価に係る繰延税金負債は124百万円増加し、土地再評価差額金は同額減少しております。

(1株当たり情報)

1株当たりの純資産額	7,618円29銭
1株当たりの当期純利益	386円00銭
潜在株式調整後1株当たり当期純利益	385円98銭

(注) 当行は、「役員報酬BIP信託」を導入しており、当該信託が保有する当行株式を計算書類において自己株式として計上しております。

株主資本において自己株式として計上されている当該信託が保有する当行株式は、1株当たりの純資産額の算定上、期末発行済株式総数から控除する自己株式に含めております。1株当たりの純資産額の算定上、控除した当該自己株式の期末株式数は60千株であります。

また、当該信託が保有する当行株式は、1株当たりの当期純利益及び潜在株式調整後1株当たり当期純利益の算定上、期中平均株式数の計算において控除する自己株式に含めております。1株当たりの当期純利益及び潜在株式調整後1株当たり当期純利益の算定上、控除した当該自己株式の期中平均株式数は61千株であります。

(重要な後発事象)

該当事項はありません。

第102期（ 2024年4月1日から
2025年3月31日まで ） 連結株主資本等変動計算書

（単位：百万円）

	株主資本				
	資本金	資本剰余金	利益剰余金	自己株式	株主資本合計
当期首残高	45,743	38,350	163,202	△793	246,503
当期変動額					
剰余金の配当			△3,811		△3,811
親会社株主に帰属する 当期純利益			13,146		13,146
自己株式の取得				△4	△4
自己株式の処分		0		6	7
株主資本以外の項目 の当期変動額（純額）					
当期変動額合計	—	0	9,335	2	9,337
当期末残高	45,743	38,350	172,537	△791	255,841

（単位：百万円）

	その他の包括利益累計額					新株 予約権	非支配 株主持分	純資産合計
	その他 有価証券 評価差額金	繰延ヘッジ 損益	土地再評価 差額金	退職給付に 係る調整 累計額	その他の 包括利益 累計額合計			
当期首残高	14,060	1,765	8,286	3,474	27,587	8	38	274,138
当期変動額								
剰余金の配当								△3,811
親会社株主に帰属する 当期純利益								13,146
自己株式の取得								△4
自己株式の処分								7
株主資本以外の項目 の当期変動額（純額）	△18,423	4,541	△124	△1,503	△15,509	—	8	△15,501
当期変動額合計	△18,423	4,541	△124	△1,503	△15,509	—	8	△6,163
当期末残高	△4,362	6,307	8,161	1,971	12,077	8	47	267,974

第102期（2025年3月31日現在）連結注記表

記載金額は百万円未満を切り捨てて表示しております。また、子会社、子法人等及び関連法人等の定義は、銀行法第2条第8項及び銀行法施行令第4条の2に基づいております。

連結計算書類の作成方針

1. 連結の範囲に関する事項

（1）連結される子会社及び子法人等 8社

会社名 ぶぎん総合リース株式会社
ぶぎん保証株式会社
むさしのカード株式会社
ぶぎんシステムサービス株式会社
株式会社ぶぎん地域経済研究所
株式会社ぶぎんキャピタル
むさしのハーモニー株式会社
むさしの未来パートナーズ株式会社

（2）非連結の子会社及び子法人等 2社

会社名 むさしの地域創生推進ファンド投資事業有限責任組合
むさしの地域創生推進ファンド2号投資事業有限責任組合

非連結の子会社及び子法人等は、その資産、経常収益、当期純損益（持分に見合う額）、利益剰余金（持分に見合う額）及びその他の包括利益累計額（持分に見合う額）等からみて、連結の範囲から除いても企業集団の財政状態及び経営成績に関する合理的な判断を妨げない程度に重要性が乏しいため、連結の範囲から除外しております。

2. 持分法の適用に関する事項

（1）持分法適用の非連結の子会社及び子法人等

該当事項はありません。

（2）持分法適用の関連法人等 1社

会社名 ちばぎんアセットマネジメント株式会社

（3）持分法非適用の非連結の子会社及び子法人等 2社

会社名 むさしの地域創生推進ファンド投資事業有限責任組合
むさしの地域創生推進ファンド2号投資事業有限責任組合

（4）持分法非適用の関連法人等 3社

会社名 千葉・武蔵野アライアンス株式会社
千葉・武蔵野アライアンス1号投資事業有限責任組合
千葉・武蔵野アライアンス2号投資事業有限責任組合

持分法非適用の非連結の子会社及び子法人等並びに関連法人等は、当期純損益（持分に見合う額）、利益剰余金（持分に見合う額）及びその他の包括利益累計額（持分に見合う額）等からみて、持分法の対象から除いても連結計算書類に重要な影響を与えないため、持分法の対象から除いております。

会計方針に関する事項

1. 商品有価証券の評価基準及び評価方法

商品有価証券の評価は、時価法（売却原価は移動平均法により算定）により行っております。

2. 有価証券の評価基準及び評価方法

- (1) 有価証券の評価は、満期保有目的の債券については移動平均法による償却原価法（定額法）、持分法非適用の関連法人等株式については移動平均法による原価法、その他有価証券については時価法（売却原価は移動平均法により算定）、ただし市場価格のない株式等については移動平均法による原価法により行っております。

なお、その他有価証券の評価差額については、全部純資産直入法により処理しております。

- (2) 有価証券運用を主目的とする単独運用の金銭の信託において信託財産として運用されている有価証券の評価は、時価法により行っております。

3. デリバティブ取引の評価基準及び評価方法

デリバティブ取引の評価は、時価法により行っております。

4. 固定資産の減価償却の方法

- (1) 有形固定資産（リース資産を除く）

当行の有形固定資産は、定額法により償却しております。

また、主な耐用年数は次のとおりであります。

建 物 15年～50年

その他 4年～20年

連結される子会社及び子法人等の有形固定資産については、資産の見積耐用年数に基づき、主として定率法により償却しております。

- (2) 無形固定資産

無形固定資産は、定額法により償却しております。なお、自社利用のソフトウェアについては、当行並びに連結される子会社及び子法人等で定める利用可能期間（5年）に基づいて償却しております。

- (3) リース資産

所有権移転外ファイナンス・リース取引に係る「有形固定資産」中のリース資産は、リース期間を耐用年数とした定額法により償却しております。なお、残存価額については、リース契約上に残価保証の取決めがあるものは当該残価保証額とし、それ以外のものは零としております。

5. 貸倒引当金の計上基準

当行の貸倒引当金は、予め定めている償却・引当基準に則り、次のとおり計上しております。

破産、特別清算等法的に経営破綻の事実が発生している債務者（以下「破綻先」という。）に係る債権及びそれと同等の状況にある債務者（以下「実質破綻先」という。）に係る債権については、以下のなお書きに記載されている直接減額後の帳簿価額から、担保の処分可能見込額及び保証による回収可能見込額を控除し、その残額を計上しております。

また、現在は経営破綻の状況にないが、今後経営破綻に陥る可能性が大きいと認められる債務者（以下「破綻懸念先」という。）に係る債権については、債権額から、担保の処分可能見込額及び保証による回収可能見込額を控除し、その残額（以下「非保全額」という。）のうち、債務者の支払能力を総合的に判断し必要と認める額を計上しております。破綻懸念先のうち非保全額が一定額以上の大口債務者に対する債権については、債務者の状況を総合的に判断してキャッシュ・フローによる回収可能額を見積もり、非保全額から当該キャッシュ・フローを控除した残額を貸倒引当金とする方法（キャッシュ・フロー控除法）により計上しております。

上記以外の債権については、主として今後1年間の予想損失額又は今後3年間の予想損失額を見込んで計上しており、予想損失額は、1年間又は3年間の貸倒実績を基礎とした貸倒実績率の過去の一定期間における平均値と景気循環を勘案した長期平均値を比較のうえ高い方の率に基づき損失率を求め、これに将来見込み等必要な修正を加えて算定しております。

すべての債権は、資産の自己査定基準に基づき、営業関連部署が資産査定を実施し、当該部署から独立した資産監査部署が査定結果を監査しております。

なお、破綻先及び実質破綻先に対する担保・保証付債権等については、債権額から担保の評価額及び保証による回収が可能と認められる額を控除した残額を取立不能見込額として債権額から直接減額しており、その金額は4,041百万円であります。

連結される子会社及び子法人等の貸倒引当金は、一般債権については過去の貸倒実績率等を勘案して必要と認めた額を、貸倒懸念債権等特定の債権については、個別に回収可能性を勘案し、回収不能見込額をそれぞれ計上しております。

6. 賞与引当金の計上基準

賞与引当金は、従業員への賞与の支払いに備えるため、従業員に対する賞与の支給見込額のうち、当連結会計年度に帰属する額を計上しております。

7. 役員賞与引当金の計上基準

役員賞与引当金は、役員への賞与の支払いに備えるため、役員に対する賞与の支給見込額のうち、当連結会計年度に帰属する額を計上しております。

8. 役員退職慰労引当金の計上基準

連結される子会社及び子法人等の役員退職慰労引当金は、役員への退職慰労金の支払いに備えるため、役員に対する退職慰労金の支給見積額のうち、当連結会計年度末までに発生していると認められる額を計上しております。

9. 利息返還損失引当金の計上基準

連結される子会社及び子法人等の利息返還損失引当金は、利息制限法の上限金利を超過する貸付金利息の返還請求に備えるため、過去の返還実績等を勘案した見積返還額を計上しております。

10. 睡眠預金払戻損失引当金の計上基準

睡眠預金払戻損失引当金は、負債計上を中止した預金について、預金者からの払戻請求に備えるため、将来の払戻請求に応じて発生する損失を見積り必要と認める額を計上しております。

11. ポイント引当金の計上基準

ポイント引当金は、連結される子会社及び子法人等が行っているクレジットカード業務に係る交換可能ポイントの将来の利用による負担に備えるため、当連結会計年度末において将来利用されると見込まれる額を計上しております。

12. 偶発損失引当金の計上基準

偶発損失引当金は、信用保証協会等に対する責任共有制度負担金及び保証協会負担金等の支払いに備えるため、過去の実績に基づき、将来の支払見込額を計上しております。

13. 株式報酬引当金の計上基準

株式報酬引当金は、役員に対する将来の当行株式の給付に備えるため、株式交付規程に基づき、役員に割り当てられたポイントに応じた株式の給付見込額を基礎として計上しております。

14. 退職給付に係る会計処理の方法

退職給付債務の算定にあたり、退職給付見込額を当連結会計年度末までの期間に帰属させる方法については給付算定式基準によっております。また、過去勤務費用及び数理計算上の差異の損益処理方法は次のとおりであります。

過去勤務費用 : その発生時の従業員の平均残存勤務期間内の一定の年数（10年）による定額法により損益処理

数理計算上の差異 : 各連結会計年度の発生時の従業員の平均残存勤務期間内の一定の年数（10年）による定率法により按分した額を、それぞれ発生の翌連結会計年度から損益処理

なお、退職給付に係る負債の当連結会計年度末残高には執行役員分44百万円が含まれております。

また、連結される子会社及び子法人等は、退職給付に係る負債及び退職給付費用の計算に、退職給付に係る当期末自己都合要支給額を退職給付債務とする方法を用いた簡便法を適用しております。

15. 外貨建の資産及び負債の本邦通貨への換算基準

外貨建資産・負債は、連結決算日の為替相場による円換算額を付しております。

16. 重要な収益及び費用の計上基準

連結子会社のファイナンス・リース取引に係る収益及び費用の計上基準

リース料受取時に売上高と売上原価を計上する方法によっております。

17. 重要なヘッジ会計の方法

金利リスク・ヘッジ

当行の金融資産・負債から生じる金利リスクに対するヘッジ会計の方法は、「銀行業における金融商品会計基準適用に関する会計上及び監査上の取扱い」（日本公認会計士協会業種別委員会実務指針第24号 2022年3月17日。以下「業種別委員会実務指針第24号」という。）に規定する繰延ヘッジによっております。ヘッジ有効性評価の方法については、相場変動を相殺するヘッジについて、ヘッジ対象となる預金・貸出金等とヘッジ手段である金利スワップ取引等を一定の（残存）期間毎にグルーピングのうえ特定し評価しております。

18. 消費税等の会計処理

当行並びに連結される子会社及び子法人等の消費税及び地方消費税（以下「消費税等」という。）の会計処理は、税抜方式によっております。

ただし、有形固定資産に係る控除対象外消費税等は当連結会計年度の費用に計上しております。

19. 投資信託の解約に伴う損益

投資信託の解約に伴う損益については、個別銘柄毎に、投資信託解約益は「資金運用収益」の「有価証券利息配当金」として、投資信託解約損は「その他業務費用」として計上しております。

会計方針の変更

（法人税、住民税及び事業税等に関する会計基準等の適用）

「法人税、住民税及び事業税等に関する会計基準」（企業会計基準第27号 2022年10月28日）等を当連結会計年度の期首から適用しております。これに伴う連結計算書類に与える影響はありません。

未適用の会計基準等

（未適用の会計基準等関係）

「リースに関する会計基準」（企業会計基準第34号 2024年9月13日）及び「リースに関する会計基準の適用指針」（企業会計基準適用指針第33号 2024年9月13日）等に関しては、2027年4月1日以後開始する連結会計年度の期首から適用することとされております。これに伴う連結計算書類に与える影響は現時点で評価中であります。

重要な会計上の見積り

（貸倒引当金）

1. 当連結会計年度の連結計算書類に計上した額

貸倒引当金 15,305百万円

2. 識別した項目に係る重要な会計上の見積りの内容に関する情報

（1）算出方法

貸倒引当金の算出方法は、「会計方針に関する事項」「5. 貸倒引当金の計上基準」に記載しております。

（2）主要な仮定

貸倒引当金の算出過程には、債務者の返済状況、財務内容、業績及びこれらの将来見通し等に基づき、債務者の返済能力を評価して決定される債務者区分の判定が含まれております。

債務者区分の判定においては、債務者の返済状況、財務内容及び業績に係る将来見通しを主要な仮定として設定しております。これらの将来見通しは、業種特性や地域特有の経済動向及びそれらを踏まえた個々の債務者における返済状況、財務内容及び業績等を評価して設定しており、特に返済状況、財務内容、又は業績が悪化している債務者については、経営改善計画等の合理性及び実現可能性を評価して設定しております。

（3）翌連結会計年度の連結計算書類に与える影響

債務者の実態を踏まえて貸倒引当金を計上しておりますが、経済環境の大幅な変化、予測不能な前提条件の変化等により見積りに用いた仮定が変化した場合には、翌連結会計年度の連結計算書類における貸倒引当金に重要な影響を与える可能性があります。

追加情報

(役員向け株式報酬制度)

当行は、当行取締役（社外取締役及び国内非居住者である者を除く。以下同じ。）を対象とした、役員報酬BIP信託を導入しております。

1. 取引の概要

役員報酬BIP信託は、中長期的な業績向上と企業価値増大への貢献意欲を一層高めることを目的とした役員インセンティブ・プランであり、役位や業績目標の達成度等に応じたポイントが当行の取締役に付与され、そのポイントに応じた当行株式及び当行株式の換価処分金相当額の金銭が取締役の退任時に交付及び給付される株式報酬型の役員報酬であります。

2. 信託を通じて自社の株式を交付する取引に関する会計処理

当該信託契約に係る会計処理については、「従業員等に信託を通じて自社の株式を交付する取引に関する実務上の取扱い」（実務対応報告第30号 2015年3月26日）に準じております。

3. 信託が所有する自社の株式に関する事項

信託が所有する当行株式は株主資本に自己株式として計上しております。信託における自己株式の帳簿価額、期末株式数及び期中平均株式数は以下のとおりであります。

(1) 信託における帳簿価額	119百万円
(2) 期末株式数	60,748株
(3) 期中平均株式数	61,650株

なお、期末株式数及び期中平均株式数は1株当たり情報の算定上、控除する自己株式に含めております。

注記事項

(連結貸借対照表関係)

1. 関係会社の株式及び出資金総額（連結子会社及び連結子法人等の株式及び出資金を除く）1,049百万円

2. 無担保の消費貸借契約（債券貸借取引）により貸し付けている有価証券が、「有価証券」中の国債に34,201百万円含まれております。

3. 銀行法及び金融機能の再生のための緊急措置に関する法律に基づく債権は次のとおりであります。

なお、債権は、連結貸借対照表の「有価証券」中の社債（その元本の償還及び利息の支払の全部又は一部について保証しているものであって、当該社債の発行が有価証券の私募（金融商品取引法第2条第3項）によるものに限る。）、貸出金、外国為替、「その他資産」中の未収利息及び仮払金並びに支払承諾見返の各勘定に計上されるもの並びに注記されている有価証券の貸付けを行っている場合のその有価証券（使用貸借又は貸貸借契約によるものに限る。）であります。

破産更生債権及びこれらに準ずる債権額	12,899百万円
危険債権額	29,443百万円
三月以上延滞債権額	一百万円
貸出条件緩和債権額	24,857百万円
合計額	67,200百万円

破産更生債権及びこれらに準ずる債権とは、破産手続開始、更生手続開始、再生手続開始の申立て等の事由により経営破綻に陥っている債務者に対する債権及びこれらに準ずる債権であります。

危険債権とは、債務者が経営破綻の状態には至っていないが、財政状態及び経営成績が悪化し、契約に従った債権の元本の回収及び利息の受取りができない可能性の高い債権で破産更生債権及びこれらに準ずる債権に該当しないものであります。

三月以上延滞債権とは、元本又は利息の支払が約定支払日の翌日から三月以上遅延している貸出金で破産更生債権及びこれらに準ずる債権並びに危険債権に該当しないものであります。

貸出条件緩和債権とは、債務者の経営再建又は支援を図ることを目的として、金利の減免、利息の支払猶予、元本の返済猶予、債権放棄その他の債務者に有利となる取決めを行った貸出金で破産更生債権及びこれらに準ずる債権、危険債権並びに三月以上延滞債権に該当しないものであります。

なお、上記債権額は、貸倒引当金控除前の金額であります。

4. 手形割引は、業種別委員会実務指針第24号に基づき金融取引として処理しております。これにより受け入れた銀行引受手形、商業手形、荷付為替手形及び買入外国為替等は、売却又は（再）担保という方法で自由に処分できる権利を有しておりますが、その額面金額は、4,700百万円であります。

5. ローン・パーティシペーションで、「ローン・パーティシペーションの会計処理及び表示」（移管指針第1号 2024年7月1日）に基づいて、原債務者に対する貸出金として会計処理した参加元本金額のうち、連結貸借対照表計上額は、1,196百万円であります。

6. 担保に供している資産は次のとおりであります。

担保に供している資産

有価証券 82,931百万円

貸出金 14,895百万円

担保資産に対応する債務

預金 3,325百万円

債券貸借取引受入担保金 13,013百万円

上記のほか、為替決済、公金事務取扱等の取引の担保あるいは先物取引証拠金等の代用として、預け金7百万円、有価証券2,037百万円及びその他資産148百万円を差し入れております。

また、その他資産には、保証金1,954百万円、為替決済の取引の担保として中央清算機関差入証拠金10,000百万円が含まれております。

7. 当座貸越契約及び貸付金に係るコミットメントライン契約は、顧客からの融資実行の申し出を受けた場合に、契約上規定された条件について違反がない限り、一定の限度額まで資金を貸付けることを約する契約であります。これらの契約に係る融資未実行残高は、432,053百万円であります。このうち契約残存期間が1年以内のものが399,537百万円あります。なお、このほかに総合口座の当座貸越契約に係る融資未実行残高が214,197百万円あります。

なお、これらの契約の多くは、融資実行されずに終了するものであるため、融資未実行残高そのものが必ずしも当行並びに連結される子会社及び子法人等の将来のキャッシュ・フローに影響を与えるものではありません。これらの契約の多くには、金融情勢の変化、債権の保全及びその他相当の事由があるときは、当行並びに連結される子会社及び子法人等が実行申し込みを受けた融資の拒絶又は契約極度額の減額をすることができる旨の条項が付けられております。また、契約時において必要に応じて不動産・有価証券等の担保を徴求するほか、契約後も定期的に予め定めている行内手続に基づき顧客の業況等を把握し、必要に応じて契約の見直し、与信保全上の措置等を講じております。

8. 土地の再評価に関する法律（1998年3月31日公布法律第34号）に基づき、当行の事業用の土地の再評価を行い、評価差額については、当該評価差額に係る税金相当額を「再評価に係る繰延税金負債」として負債の部に計上し、これを控除した金額を「土地再評価差額金」として純資産の部に計上しております。

再評価を行った年月日

1998年3月31日

同法律第3条第3項に定める再評価の方法

土地の再評価に関する法律施行令（1998年3月31日公布政令第119号）第2条第4号に定める地価税法に基づいて、（奥行価格補正、側方路線影響加算、不整形地補正による補正等）合理的な調整を行って算出。

同法律第10条に定める再評価を行った事業用の土地の当連結会計年度末における時価の合計額が当該事業用の土地の再評価後の帳簿価額の合計額を下回る金額は5,922百万円であります。

9. 有形固定資産の減価償却累計額 32,499百万円

10. 有形固定資産の圧縮記帳額 1,469百万円

11. 「有価証券」中の社債のうち、有価証券の私募（金融商品取引法第2条第3項）による社債に対する当行の保証債務の額は29,397百万円であります。

12. 元本補填契約のある信託の元本金額は、金銭信託7,893百万円であります。

（連結損益計算書関係）

1. 「その他の経常収益」には、株式等売却益1,744百万円、リース料収入7,253百万円及び延払収入3,181百万円を含んでおります。

2. 「営業経費」には、給料・手当14,081百万円、退職給付費用△849百万円、減価償却費3,980百万円及び外注委託料5,016百万円を含んでおります。

3. 「その他の経常費用」には、貸出金償却0百万円、株式等売却損425百万円、株式等償却0百万円、リース原価6,487百万円及び延払原価3,064百万円を含んでおります。

(連結株主資本等変動計算書関係)

1. 発行済株式の種類及び総数並びに自己株式の種類及び株式数に関する事項

(単位：千株)

	当連結会計年度 期首株式数	当連結会計年度 増加株式数	当連結会計年度 減少株式数	当連結会計年度 末株式数	摘要
発行済株式					
普通株式	33,405	—	—	33,405	
合計	33,405	—	—	33,405	
自己株式					
普通株式	326	1	3	324	(注) 1、2、3
合計	326	1	3	324	

- (注) 1 当連結会計年度末の自己株式には、役員報酬BIP信託に係る信託口が保有する当行株式60千株が含まれております。
- 2 自己株式の株式数の増加は、単元未満株式の買取りによる増加であります。
- 3 自己株式の株式数の減少は、単元未満株式の買増請求による減少0千株及び役員報酬BIP信託に係る信託口から対象者への給付による減少3千株であります。

2. 新株予約権に関する事項

区分	新株予約権の内訳	新株予約権の目的となる株式の種類	新株予約権の目的となる株式の数(株)				当連結会計年度末残高 (百万円)	摘要
			当連結会計年度期首	当連結会計年度増加	当連結会計年度減少	当連結会計年度末		
当行	ストック・オプションとしての新株予約権		—				8	
合計			—				8	

3. 配当に関する事項

(1) 当連結会計年度中の配当金支払額

(決議)	株式の種類	配当金の総額	1株当たり配当額	基準日	効力発生日
2024年6月26日 定時株主総会	普通株式	1,822百万円	55円	2024年3月31日	2024年6月27日
2024年10月31日 取締役会	普通株式	1,988百万円	60円	2024年9月30日	2024年12月10日
合計	—	3,811百万円	—	—	—

(注) 2024年6月26日定時株主総会決議及び2024年10月31日取締役会決議による配当金の総額には、役員報酬BIP信託に係る信託口が保有する当行株式に対する配当金3百万円がそれぞれ含まれております。

(2) 基準日が当連結会計年度に属する配当のうち、配当の効力発生日が当連結会計年度の末日後となるもの

(決議)	株式の種類	配当金の総額	配当の原資	1株当たり配当額	基準日	効力発生日
2025年6月26日 定時株主総会	普通株式	2,154百万円	利益剰余金	65円	2025年3月31日	2025年6月27日

(注) 2025年6月26日定時株主総会決議による配当金の総額には、役員報酬BIP信託に係る信託口が保有する当行株式に対する配当金3百万円が含まれております。

(金融商品関係)

1. 金融商品の状況に関する事項

(1) 金融商品に対する取組方針

当行グループは、埼玉県を中心に、預金業務及び貸出金業務を主体としつつ、有価証券業務のほか、リース業務、信用保証業務などの金融サービスにかかる業務を行っております。

当行においては、預金や譲渡性預金などによる資金調達を行い、その一方でそれら調達した資金を貸出金や有価証券投資等で運用しているため、金融資産及び金融負債を適切に管理・コントロールする総合的な管理（ALM）を行っております。

また、これら業務を行っていく上で生じる様々なリスクに対し、当行では「統合的リスク管理規程」を定め、直面するリスクに関して、各リスク・カテゴリー毎に評価したリスクを総体的に捉え、経営体力と比較・対照する自己管理型のリスク管理を行っております。

(2) 金融商品の内容及びそのリスク

当行が保有する金融資産は、主として国内のお取引先に対する貸出金であり、債務不履行によってもたらされる信用リスクに晒されております。当決算日現在における貸出金のうち、80.4%は中小企業等に対するものであり、個人・中小企業を巡る経済環境等の状況の変化により、貸出条件に従った債務履行がなされない可能性があります。また、投資有価証券は、主に債券、株式、投資信託であり、売買目的、満期保有目的、純投資目的及び事業推進目的で保有しているほか、一部の連結される子会社及び子法人等でも保有しております。これらは、それぞれ発行体の信用リスク及び金利の変動リスク、市場価格の変動リスクに晒されております。

一方で、預金や譲渡性預金などは、流動性リスクに晒されております。また、変動金利の調達においては、金利の変動リスクに晒されております。

デリバティブ取引には、ALMの一環で行っている金利スワップ取引があります。当行では、これをヘッジ手段として、ヘッジ対象である金融資産と金融負債の金利又は期間のミスマッチから生じる金利リスクの回避を目的としてヘッジ会計を適用しております。ヘッジ開始時から有効性判定時点までの期間において、ヘッジ対象とヘッジ手段のキャッシュ・フローを比較し、両者の変動額等を基礎にして、ヘッジの有効性を評価しておりますが、一部ヘッジ会計の要件を満たしていない取引は、金利リスクに晒されております。

これらのリスクに対し、当行では、「統合的リスク管理」において、経済・金融情勢等の変化に対応できるよう様々なリスクを統合的に把握し、経営体力に応じた適正な範囲・規模で管理・コントロールするとともに、リスク・リターンの関係を踏まえた適切な管理運営を行っております。

(3) 金融商品に係るリスク管理体制

① 信用リスクの管理

当行は、与信業務に関する管理規程及び信用リスクに関する管理規程に従い、貸出金について個別案件ごとの与信審査、与信限度額管理、信用情報管理、内部格付、保証や担保の設定・管理、問題債権への対応など与信管理に関する体制を整備し運営しております。

これらの与信管理は、営業関連部門及び営業部門から独立したリスク管理部門及び本部貸出承認部門により行われ、また、定期的に経営陣による経営会議や取締役会を開催し、審査・報告を行っております。さらに与信管理の状況については、資産監査部門が監査しております。

有価証券の発行体の信用リスク及びデリバティブ取引のカウンターパーティーリスクに関しては、リスク管理部門において、信用情報や時価の把握を定期的に行うことで管理しております。

② 市場リスクの管理

(i) 金利リスクの管理

当行は、ALMにかかる経営会議において金利の変動リスクを管理しております。また、市場リスク管理に関する規程及び要領等により、リスク管理方法や手続等の詳細を明記しており、取締役会において決定された内部管理方針に基づき、ALMにかかる経営会議においてリスクの状況の把握・確認、今後の対応等の協議を行っております。

リスク管理部門は、金融資産及び金融負債の金利や期間を総合的に把握し、金利感応度分析等

によりモニタリングを行い、月次ベースでALMにかかる経営会議、取締役会に報告しております。なお、金利の変動リスクをヘッジするため金利スワップ等のデリバティブ取引も行っております。

(ii) 為替リスクの管理

当行は、為替の変動リスクを減殺する目的で、通貨スワップ、為替予約等を利用しております。

(iii) 価格変動リスクの管理

有価証券を含む投資商品のリスクについては、内部管理方針に基づき、ALMにかかる経営会議、取締役会の監督の下で管理しております。当行が保有している株式の多くは、事業推進目的で保有しているものであり、総合企画部門等が取引先の市場環境や財務状況などを定期的にモニタリングしております。

(iv) デリバティブ取引

金利スワップ取引、通貨スワップ取引及び為替予約に関しては、取引の執行、ヘッジ有効性の評価、事務管理に関する部門をそれぞれ分離し、内部牽制を確立しております。

(v) 市場リスクに係る定量的情報

当行において、主要なリスク変数のうち金利リスクの影響を受ける主たる金融商品は、「貸出金」、「有価証券」のうちの債券、「銀行業における預金」、「借入金」、「デリバティブ取引」のうちの金利スワップ取引、株価リスクの影響を受ける主たる金融商品は、「有価証券」のうちの株式・投資信託の一部であります。

当行では、これらの金融資産及び金融負債の市場リスク量（損失額の推計値）について、分散共分散法によるVaR（信頼区間99%、観測期間5年）により管理しております。

当該市場リスク量を算定するにあたっての保有期間は、貸出金・預金・有価証券のうち円建債券は6ヶ月、政策株式は1年、純投資株式・投資信託・外国証券は3ヶ月を採用しております。

また、預金のうち要求払預金については、コア預金内部モデルにより推定した満期をもとに、市場リスク量を算定しております。

2025年3月31日（当期の連結決算日）現在で当行の市場リスク量は、全体で48,448百万円（金利リスク16,147百万円、株価等のリスク32,301百万円）であります。

当該市場リスク量は、金利・株価等の相関は考慮しておりません。

なお、当行では、モデルが算出するVaRと実際の損益を比較するバックテストを実行しており、使用する計測モデルは十分な精度により市場リスクを捕捉しているものと考えております。ただし、VaRは過去の相場変動をベースに統計的に算出した一定の発生確率での市場リスク量を計測しており、通常では考えられないほど市場環境が激変する状況下におけるリスクは捕捉できない場合があります。

③ 資金調達に係る流動性リスクの管理

当行は、ALMを通して、適時に資金管理を行うほか、資金調達手段の多様化、市場環境を考慮した長短の調達バランスの調整などによって、流動性リスクを管理しております。

(4) 金融商品の時価等に関する事項についての補足説明

金融商品の時価には、一定の前提条件等を採用しているため、異なる前提条件等によった場合、当該価額が異なることもあります。

2. 金融商品の時価等に関する事項

2025年3月31日における連結貸借対照表計上額、時価及びこれらの差額は、次のとおりであります。

なお、市場価格のない株式等及び組合出資金は、次表には含めておりません（(注1)参照）。

また、現金預け金、外国為替（資産・負債）、コールマネー及び売渡手形、債券貸借取引受入担保金は、短期間で決済されるため時価が帳簿価額に近似することから、注記を省略しております。

また、連結貸借対照表計上額の重要性が乏しい科目については、記載を省略しております。

（単位：百万円）

	連結貸借対 照表計上額	時価	差額
(1) 有価証券			
満期保有目的の債券	34,392	33,986	△406
その他有価証券	1,016,558	1,016,558	—
(2) 貸出金	4,113,281		
貸倒引当金（*1）	△12,731		
	4,100,549	4,069,687	△30,862
資産計	5,151,500	5,120,231	△31,269
(1) 預金	5,064,633	5,063,020	△1,613
(2) 借入金	12,928	12,928	—
負債計	5,077,562	5,075,948	△1,613
デリバティブ取引（*2）			
ヘッジ会計が適用されていないもの	940	940	—
ヘッジ会計が適用されているもの（*3）	9,189	9,189	—
デリバティブ取引計	10,130	10,130	—

（*1）貸出金に対応する一般貸倒引当金及び個別貸倒引当金を控除しております。

（*2）その他資産・負債に計上しているデリバティブ取引を一括して表示しております。

デリバティブ取引によって生じた正味の債権・債務は純額で表示しており、合計で正味の債務となる項目については、（ ）で表示しております。

（*3）ヘッジ対象である有価証券及び貸出金の金利上昇リスクに備えるためにヘッジ手段として指定した金利スワップであり、主に繰延ヘッジを適用しております。

(注1) 市場価格のない株式等及び組合出資金の連結貸借対照表計上額は次のとおりであり、金融商品の時価情報の「其他有価証券」には含めておりません。

(単位：百万円)

区分	連結貸借対照表計上額
① 非上場株式（*1）、（*2）	1,792
② 組合出資金（*3）	2,613
合計	4,405

（*1）非上場株式については、「金融商品の時価等の開示に関する適用指針」（企業会計基準適用指針第19号 2020年3月31日）第5項に基づき、時価開示の対象とはしていません。

（*2）当連結会計年度において、非上場株式について0百万円減損処理を行っております。

（*3）組合出資金については、「時価の算定に関する会計基準の適用指針」（企業会計基準適用指針第31号 2021年6月17日）第24-16項に基づき、時価開示の対象とはしていません。

(注2) 金銭債権及び満期のある有価証券の連結決算日後の償還予定額

(単位：百万円)

	1年以内	1年超 3年以内	3年超 5年以内	5年超 7年以内	7年超 10年以内	10年超
有価証券	107,674	183,993	222,928	88,940	93,041	315,954
満期保有目的の債券	10,432	14,695	5,759	3,009	500	—
其他有価証券のうち 満期があるもの	97,241	169,298	217,169	85,930	92,541	315,954
貸出金（*）	908,394	771,473	576,954	393,926	433,817	971,783
合計	1,016,068	955,467	799,883	482,867	526,859	1,287,738

（*）貸出金のうち、破綻先、実質破綻先及び破綻懸念先に対する債権等、償還予定額が見込めない41,851百万円、期間の定めのないもの15,078百万円は含めておりません。

(注3) 有利子負債の連結決算日後の返済予定額

(単位：百万円)

	1年以内	1年超 3年以内	3年超 5年以内	5年超 7年以内	7年超 10年以内	10年超
預金（*）	4,857,098	171,033	36,501	—	—	—
借用金	11,773	925	230	—	—	—
合計	4,868,872	171,958	36,731	—	—	—

（*）預金のうち、要求払預金については、「1年以内」に含めて開示しております。

3. 金融商品の時価のレベルごとの内訳等に関する事項

金融商品の時価を、時価の算定に用いたインプットの観察可能性及び重要性に応じて、以下の3つのレベルに分類しております。

レベル1の時価：観察可能な時価の算定に係るインプットのうち、活発な市場において形成される当該時価の算定の対象となる資産または負債に関する相場価格により算定した時価

レベル 2 の時価：観察可能な時価に係るインプットのうち、レベル 1 のインプット以外の時価の算定に係るインプットを用いて算定した時価

レベル 3 の時価：観察できない時価の算定に係るインプットを使用して算定した時価

時価の算定に重要な影響を与えるインプットを複数使用している場合には、それらのインプットがそれぞれ属するレベルのうち、時価の算定における優先順位が最も低いレベルに時価を分類しております。

(1) 時価で連結貸借対照表に計上している金融商品

(単位：百万円)

区分	時価			
	レベル 1	レベル 2	レベル 3	合計
有価証券				
その他有価証券				
国債・地方債等	321,315	233,474	—	554,790
社債	—	160,735	—	160,735
株式	61,483	—	—	61,483
その他	24,616	142,175	72,756	239,548
資産計	407,416	536,385	72,756	1,016,558
デリバティブ取引				
金利関連	—	9,639	—	9,639
通貨関連	—	490	—	490
デリバティブ取引計	—	10,130	—	10,130

(2) 時価で連結貸借対照表に計上している金融商品以外の金融商品

(単位：百万円)

区分	時価			
	レベル 1	レベル 2	レベル 3	合計
有価証券				
満期保有目的の債券				
国債・地方債等	1,422	3,319	—	4,741
社債	—	—	29,244	29,244
その他	—	—	—	—
貸出金	—	—	4,069,687	4,069,687
資産計	1,422	3,319	4,098,931	4,103,673
預金	—	5,063,020	—	5,063,020
借入金	—	12,928	—	12,928
負債計	—	5,075,948	—	5,075,948

(注 1) 時価の算定に用いた評価技法及び時価の算定に係るインプットの説明

資 産

有価証券

株式は取引所の価格、債券は取引所の価格又は取引金融機関から提示された価格によっております。投資信託は、公表されている基準価額又は取引金融機関から提示された価格によっております。

自行保証付私募債は、契約期間が３ヵ月以内のものは、短期間で市場金利を反映するため、対象先の信用状態が実行後大きく異なっていない限り、時価は帳簿価額と近似していることから当該帳簿価額を時価としております。一方、契約期間が３ヵ月を超えるものは、自行保証付私募債の内部格付、期間に基づく区分ごとに、元利金の合計を同様の新規取扱いを行った場合に想定される利率で割り引いて時価を算定しております。また、破綻先、実質破綻先及び破綻懸念先に対する自行保証付私募債については、見積将来キャッシュ・フローの現在価値又は担保及び保証による回収見込額等に基づいて貸倒見積高を算定しているため、時価は連結決算日における連結貸借対照表価額から現在の貸倒見積高を控除した金額に近似しており、当該価額をもって時価としております。

これらの取引につきましては、活発な市場における無調整の相場価格を利用できる場合にはレベル１の時価に分類しており、主に上場株式や国債が含まれます。公表された相場価格を用いていたとしても市場が活発でない場合にはレベル２の時価に分類しており、主に地方債、社債が含まれます。また、市場における取引価格が存在しない投資信託について、解約又は買戻請求に関して市場参加者からリスクの対価を求められるほどの重要な制限がない場合には基準価額を時価とし、レベル２の時価に分類しております。算定に当たり重要な観察できないインプットを用いている場合には、レベル３の時価に分類しております。

貸出金

貸出金のうち、金利更改期間が３ヵ月以内の変動金利によるものは、短期間で市場金利を反映するため、貸出先の信用状態が実行後大きく異なっていない限り、時価は帳簿価額と近似していることから、当該帳簿価額を時価としております。金利更改期間が３ヵ月を超える変動金利によるもの及び固定金利によるものは、貸出金の種類及び内部格付、期間に基づく区分ごとに、元利金の合計額を同様の新規貸出を行った場合に想定される利率で割り引いて時価を算定しております。なお、固定約定期間が短期間（３ヵ月以内）のものは、時価は帳簿価額と近似していることから、当該帳簿価額を時価としております。

また、破綻先、実質破綻先及び破綻懸念先に対する債権等については、見積将来キャッシュ・フローの現在価値又は担保及び保証による回収見込額等に基づいて貸倒見積高を算定しているため、時価は連結決算日における連結貸借対照表上の債権等計上額から貸倒引当金計上額を控除した金額に近似しており、当該価額を時価としております。

貸出金のうち、当該貸出を担保資産の範囲内に限るなどの特性により、返済期限を設けていないものについては、返済見込み期間及び金利条件等から、時価は帳簿価額と近似しているものと想定されるため、帳簿価額を時価としております。

これらの取引につきましては、レベル３の時価に分類しております。

負 債

預金

要求払預金については、連結決算日に要求された場合の支払額（帳簿価額）を時価とみなしております。また、定期預金の時価は、一定の期間ごとに区分して、将来キャッシュ・フローを割り引いて現在価値を算定しております。その割引率は、新規に預金を受け入れる際に使用する利率を用いております。なお、預入期間が短期間（３ヵ月以内）のものは、時価は帳簿価額と近似していることから、当該帳簿価額を時価としております。

これらの取引につきましては、レベル２の時価に分類しております。

借入金

借入金のうち、変動金利によるものは、短期間で市場金利を反映し、また、当行並びに連結される子会社及び子法人等の信用状態は実行後大きく異なっていないことから、時価は帳簿価額と近似していると考えられるため、当該帳簿価額を時価としております。固定金利によるものは、一定の期間ごとに区分した当該借入金の元利金の合計額を同様の借入において想定される利率で割り引いて現在価値を算定しております。なお、約定期間が短期間（１年以内）のものは、時価は帳簿価額と近似していることから、当該帳簿価額を時価としております。

これらの取引につきましては、レベル２の時価に分類しております。

デリバティブ取引

デリバティブ取引については、大部分は店頭取引であり、公表された相場価格が存在しないため、取引の種類や満期までの期間に応じて現在価値技法やオプション価格モデル等の評価技法を利用して時価を算定しております。それらの評価技法で用いている主なインプットは、金利や為替レート、ボラティリティ等であります。

これらの取引につきましては、観察できないインプットを用いていない又はその影響が重要でないためレベル２の時価に分類しており、金利スワップ取引、為替予約取引等が含まれます。

（注２）時価で連結貸借対照表に計上している金融商品のうちレベル３の時価に関する事項

（１）重要な観察できないインプットに関する定量的情報

当行では第三者から入手した価格を調整せず利用していることから注記を記載しておりません。

（２）期首残高から期末残高への調整表、当期の損益に認識した評価損益

（単位：百万円）

	期首 残高	当期の損益又は その他の包括利益		購入、売却、発行 及び決済 の純額	レベル３ の時価へ の振替	レベル３ の時価か らの振替	期末 残高	当期の損益に計上し た額のうち連結貸借 対照表日において保 有する金融資産及び 金融負債の評価損益 （＊１）
		損益に 計上 （＊１）	その他の 包括利益 に計上 （＊２）					
有価証券								
その他有価証券								
その他	72,889	—	△2,133	2,000	—	—	72,756	—

（＊１）連結損益計算書の「資金運用収益」に含まれております。

（＊２）連結包括利益計算書の「その他の包括利益」の「その他有価証券評価差額金」に含まれております。

（３）時価の評価プロセスの説明

当行グループは市場部門において時価の算定に関する方針及び手続を定めており、これに沿って時価を算定しております。

時価の算定に当たっては、個々の資産の性質、特性及びリスクを最も適切に反映できる評価モデルを用いております。また、第三者から入手した相場価格を利用する場合においても、利用されている評価技法及びインプットの確認や類似の金融商品の時価との比較等の適切な方法により価格の妥当性を検証しております。

(有価証券関係)

連結貸借対照表の「有価証券」のほか、「商品有価証券」及び「買入金銭債権」中の信託受益権が含まれております。

1. 売買目的有価証券 (2025年3月31日現在)

	当連結会計年度の損益に 含まれた評価差額 (百万円)
売買目的有価証券	—

2. 満期保有目的の債券 (2025年3月31日現在)

	種類	連結貸借対照表 計上額(百万円)	時価 (百万円)	差額 (百万円)
時価が連結貸借対 照表計上額を超え るもの	国債	—	—	—
	地方債	—	—	—
	社債	3,858	3,870	12
	小計	3,858	3,870	12
時価が連結貸借対 照表計上額を超え ないもの	国債	1,495	1,422	△73
	地方債	3,498	3,319	△179
	社債	25,539	25,373	△166
	小計	30,534	30,115	△419
合計		34,392	33,986	△406

3. その他有価証券（2025年3月31日現在）

	種類	連結貸借対照表 計上額(百万円)	取得原価 (百万円)	差額 (百万円)
連結貸借対照表計 上額が取得原価を 超えるもの	株式	59,610	15,985	43,625
	債券	14,524	14,412	112
	国債	9,252	9,175	77
	地方債	1,847	1,833	14
	社債	3,425	3,403	21
	その他	77,119	76,437	682
	小計	151,255	106,835	44,420
連結貸借対照表計 上額が取得原価を 超えないもの	株式	1,872	2,097	△224
	債券	701,001	740,046	△39,045
	国債	312,063	330,700	△18,636
	地方債	231,626	242,939	△11,313
	社債	157,310	166,405	△9,095
	その他	162,428	174,093	△11,664
	小計	865,302	916,237	△50,934
合計		1,016,558	1,023,072	△6,514

4. 当連結会計年度中に売却した満期保有目的の債券（自 2024年4月1日 至 2025年3月31日）

	売却原価 (百万円)	売却額 (百万円)	売却損益 (百万円)
社債	615	615	0

（売却の理由）私募債の買入消却であります。

5. 当連結会計年度中に売却したその他有価証券（自 2024年4月1日 至 2025年3月31日）

	売却額 (百万円)	売却益の合計額 (百万円)	売却損の合計額 (百万円)
株式	2,831	839	158
債券	90,429	104	285
国債	90,429	104	285
地方債	—	—	—
社債	—	—	—
その他	28,981	1,110	870
合計	122,242	2,054	1,314

6. 保有目的を変更した有価証券
該当事項はありません。

7. 減損処理を行った有価証券

売買目的有価証券以外の有価証券（市場価格のない株式等及び組合出資金を除く）のうち、当該有価証券の時価が取得原価に比べて著しく下落しており、時価が取得原価まで回復する見込みがあると認められないものについては、当該時価をもって連結貸借対照表計上額とするとともに、評価差額を当連結会計年度の損失として処理（以下「減損処理」という。）しております。

当連結会計年度における減損処理額はありません。

また、時価が「著しく下落した」と判断するための基準は、次のとおりであります。

ア 期末時価が帳簿価額の50%以上下落した場合

イ 期末時価が帳簿価額の30%以上50%未満下落し、かつ次のいずれかに該当する場合

- ① 時価が過去1年間にわたり帳簿価額の30%以上下落、又は格付の著しい低下
- ② 発行会社が債務超過
- ③ 発行会社が2期連続の赤字決算

（金銭の信託関係）

1. 運用目的の金銭の信託（2025年3月31日現在）

	連結貸借対照表計上額 (百万円)	当連結会計年度の損益に 含まれた評価差額（百万円）
運用目的の金銭の信託	1,495	△4

2. 満期保有目的の金銭の信託（2025年3月31日現在）

該当事項はありません。

3. その他の金銭の信託（運用目的及び満期保有目的以外）（2025年3月31日現在）

該当事項はありません。

(収益認識関係)

顧客との契約から生じる収益を分解した情報

(単位：百万円)

区分	当連結会計年度 (自 2024年4月1日 至 2025年3月31日)
役務取引等収益	15,610
うち預金・貸出業務	8,072
うち為替業務	1,783
うち信託関連業務	250
うち証券関連業務	2,151
うち代理業務	2,320
うち保護預り・貸金庫業務	242
うち保証業務	790
信託報酬	14

(注) 上記収益については、主に銀行業から発生しております。

(税効果会計関係)

「所得税法等の一部を改正する法律(2025年法律第13号)」が2025年3月31日に成立したことに伴い、2026年4月1日以後に開始する連結会計年度から「防衛特別法人税」の課税が行われることとなりました。これに伴い、繰延税金資産及び繰延税金負債の計算に使用する法定実効税率は従来の30.46%から、2026年4月1日以後開始する連結会計年度以降に解消が見込まれる一時差異については31.36%となります。この税率変更により、当連結会計年度の繰延税金資産は103百万円減少(純額)し、その他有価証券評価差額金は70百万円増加し、繰延ヘッジ損益は82百万円減少し、退職給付に係る調整累計額は25百万円減少し、法人税等調整額は65百万円増加しております。再評価に係る繰延税金負債は124百万円増加し、土地再評価差額金は同額減少しております。

(1株当たり情報)

1株当たりの純資産額 8,098円88銭

1株当たりの親会社株主に帰属する当期純利益 397円42銭

潜在株式調整後1株当たり親会社株主に帰属する当期純利益 397円39銭

(注) 当行は、「役員報酬BIP信託」を導入しており、当該信託が保有する当行株式を連結計算書類において自己株式として計上しております。

株主資本において自己株式として計上されている当該信託が保有する当行株式は、1株当たりの純資産額の算定上、期末発行済株式総数から控除する自己株式に含めております。1株当たりの純資産額の算定上、控除した当該自己株式の期末株式数は60千株であります。

また、当該信託が保有する当行株式は、1株当たりの親会社株主に帰属する当期純利益及び潜在株式調整後1株当たり親会社株主に帰属する当期純利益の算定上、期中平均株式数の計算において控除する自己株式に含めております。1株当たりの親会社株主に帰属する当期純利益及び潜在株式調整後1株当たり親会社株主に帰属する当期純利益の算定上、控除した当該自己株式の期中平均株式数は61千株であります。

(ストック・オプション等関係)

1. スtock・オプションにかかる当連結会計年度における費用計上額及び科目名(2025年3月31日現在)
該当事項はありません。

2. スtock・オプションの内容、規模及びその変動状況(2025年3月31日現在)

(1) スtock・オプションの内容

	株式会社武蔵野銀行 第1回新株予約権	株式会社武蔵野銀行 第2回新株予約権	株式会社武蔵野銀行 第3回新株予約権
付与対象者の区分及び人数	当行取締役7名	当行取締役7名	当行取締役7名
株式の種類別のストック・ オプションの数(注)	普通株式10,300株	普通株式12,100株	普通株式8,800株
付与日	2011年7月27日	2012年7月30日	2013年7月31日
権利確定条件	権利確定条件は定めて いない。	権利確定条件は定めて いない。	権利確定条件は定めて いない。
対象勤務期間	対象勤務期間は定めて いない。	対象勤務期間は定めて いない。	対象勤務期間は定めて いない。
権利行使期間	2011年7月28日から 2036年7月27日まで	2012年7月31日から 2037年7月30日まで	2013年8月1日から 2038年7月31日まで

	株式会社武蔵野銀行 第4回新株予約権	株式会社武蔵野銀行 第5回新株予約権
付与対象者の区分及び人数	当行取締役7名	当行取締役7名
株式の種類別のストック・ オプションの数(注)	普通株式7,600株	普通株式5,700株
付与日	2014年7月30日	2015年7月29日
権利確定条件	権利確定条件は定めて いない。	権利確定条件は定めて いない。
対象勤務期間	対象勤務期間は定めて いない。	対象勤務期間は定めて いない。
権利行使期間	2014年7月31日から 2039年7月30日まで	2015年7月30日から 2040年7月29日まで

(注) 株式数に換算して記載しております。

(2) ストック・オプションの規模及びその変動状況

当連結会計年度（2025年3月期）において存在したストック・オプションを対象とし、ストック・オプションの数については、株式数に換算して記載しております。

① ストック・オプションの数

	株式会社武蔵野銀行 第1回新株予約権	株式会社武蔵野銀行 第2回新株予約権	株式会社武蔵野銀行 第3回新株予約権
権利確定前（株）			
前連結会計年度末	—	—	—
付与	—	—	—
失効	—	—	—
権利確定	—	—	—
未確定残	—	—	—
権利確定後（株）			
前連結会計年度末	—	—	—
権利確定	—	—	—
権利行使	—	—	—
失効	—	—	—
未行使残	—	—	—

	株式会社武蔵野銀行 第4回新株予約権	株式会社武蔵野銀行 第5回新株予約権
権利確定前（株）		
前連結会計年度末	800	1,300
付与	—	—
失効	—	—
権利確定	—	—
未確定残	800	1,300
権利確定後（株）		
前連結会計年度末	—	—
権利確定	—	—
権利行使	—	—
失効	—	—
未行使残	—	—

② 単価情報

	株式会社武蔵野銀行 第1回新株予約権	株式会社武蔵野銀行 第2回新株予約権	株式会社武蔵野銀行 第3回新株予約権
権利行使価格	1 円	1 円	1 円
行使時平均株価	－円	－円	－円
付与日における公正な 評価単価	2,558円	1,934円	3,161円

	株式会社武蔵野銀行 第4回新株予約権	株式会社武蔵野銀行 第5回新株予約権
権利行使価格	1 円	1 円
行使時平均株価	－円	－円
付与日における公正な 評価単価	3,185円	4,423円

(注) 1株あたりに換算して記載しております。

3. スtock・オプションの公正な評価単価の見積方法

該当事項はありません。

4. スtock・オプションの権利確定数の見積方法 (2025年3月31日現在)

基本的には、将来の失効数の合理的な見積りは困難であるため、実績の失効数のみ反映させる方法を採用しております。

(重要な後発事象)

該当事項はありません。